

報告第 3 号

平成 21 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、平成 21 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市市長 阿 部 孝 夫

平成 2 1 年度 川崎市一般会計

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予 定 額
				支出済額	支出未済額	
8 建設費	2	道路 自転車対策	円 86,830,750	円 -	円 86,830,750	円 -
		橋りょう費 事業				
	3	街路 事業	66,206,233	46,246,233	19,960,000	-
		事業費 連続立体 交差事業	865,000,000	-	865,000,000	-
合 計			1,018,036,983	46,246,233	971,790,750	-

翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	関係者との調整に 日時を要したため。
86,830,750	86,830,750	-	-	-	-	
19,960,000	9,980,000	9,980,000	-	-	-	関係者との調整に 日時を要したため。
865,000,000	449,500,000	415,500,000	-	-	-	関係者との調整に 日時を要したため。
971,790,750	546,310,750	425,480,000	-	-	-	